

定例記者会見（11月）次第

○日 時 令和5年11月7日（木）
午前11時～

○場 所 市役所7階 703会議室

<出席者>

酒田市／市長

副市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、市民部長、市長公室長

酒田記者クラブ／各社

幹事社／山形新聞・TUY（11・12月）

1 開 会

(1) 市長発表事項

- ・本市と鶴岡市との広域連携による事業承継支援に取り組みます
—県内初の取り組み—（商工港湾課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

(4) 酒田記者クラブ加盟社以外の報道機関 フリー質問

(5) その他

2 閉 会

令和5年11月7日

酒田記者クラブ加盟社 各位

本市と鶴岡市との広域連携による事業承継支援に取り組みます

— 県内初の取組み —

酒田市（酒田市産業振興まちづくりセンター「サンロク」）は、地域事業者の円滑な事業承継を促進するため、新たに鶴岡市と連携した広域での事業承継支援に取り組みます。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

- 酒田市と鶴岡市との連携による広域での事業承継支援については、初めての取組みとなります。
- アンケート調査を通じて事業承継ニーズを掘り起こし、2代目以降の後継者候補や事業を譲り渡したい事業者を対象としたセミナー、オープンネームでのマッチングイベントを開催します。
- 本事業（事業承継支援の取組み）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「令和5年度自治体関与型中小企業事業承継支援モデルの構築・展開事業」に採択され、その費用補助を活用して実施します。

具体的な取組内容は、別添（次頁）の定例記者会見資料のとおりです。

●お問い合わせ／商工港湾課

企業立地・産業振興係 飯野祐司

（酒田市産業振興まちづくりセンターサンロク）

TEL: 26-6066 Email: 36webmaster@sanroku.jp

本市と鶴岡市との広域連携による事業承継支援の概要

1 目的及び趣旨

酒田市・鶴岡市が連携して広域での一連（下表の①②③④）の事業承継支援に取り組むことにより、事業の譲渡しを検討している経営者と、事業の譲受けを検討している者のマッチング及び円滑な事業承継を促進する。

2 具体的な取組内容

①域内事業者に対する事業承継アンケート（2023年10～12月）

酒田商工会議所及び酒田ふれあい商工会等会員約2,500事業所、鶴岡商工会議所及び出羽商工会等会員約3,000事業所など域内事業者を対象として、事業承継の実態把握を目的としたアンケート調査を実施する。

②事業承継セミナー（2023年12月1日、なの花ホール〔三川町〕）

2代目以降の後継者候補のコミュニティづくり、事業承継に係る経験談のシェアを目的としたセミナーを開催する。

③オープンネームでの地域内マッチングイベント（2024年1月開催予定）

連携機関の情報や事業承継アンケート調査で把握した「事業を譲り渡したい者（実名の公表が可能な者）」と「地域内の事業を譲り受けたい者」をマッチングするイベントを開催する。

④オープンネームでの地域外マッチングイベント（2024年2月開催予定）

連携機関の情報や事業承継アンケート調査で把握した「事業を譲り渡したい者（実名の公表が可能な者）」と「地域外の事業を譲り受けたい者」をマッチングするイベントを開催する。

地域振興に向けた連携協定書

酒田市（以下「甲」という。）とサンフロンティアホテルマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、「賑わいも暮らしやすさも共に創る公益のまち酒田」をめざすまちな姿とし、地域の課題解決に向けて、市民、お客様視点から相互の強みを発揮できる連携の下に事業展開を図ることにより、酒田市全域における地域の振興及び活性化をさらに推進し、その魅力を高めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の振興及び活性化をさらに推進することを目的とする。

（連携・協働事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協働して取り組むものとする。

- (1) 賑わいを創出する交流人口の創出や増幅に関すること。
- (2) 中心市街地の活性化に関すること。
- (3) 地域資源や観光資源の活用に関すること。
- (4) 住民の暮らしに役立ち、地域を活性化するためのプランニングに関すること。
- (5) その他、地域の活性化策の提案に関すること。

（取組内容等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に規定する事項を効果的に推進するため、随時協議を行うものとし、各活動の具体的な取組内容、実施方法、実施における甲乙相互の役割、実施に係る経費の負担その他の実施に関する一切は、それぞれ協議の上、甲乙の合意をもって決定するものとする。

（協定期間等）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間が満了する日の1月前までに、甲乙いずれからも廃止の申入れがないときは、1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

2 協定の見直しが必要な場合は、甲乙双方による協議の場を設けることとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の存在及び本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項及び個人情報については、本協定の期間中及び期間満了後を問わず、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の解除等)

第6条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は本協定を解除することができる。

- (1) この協定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき。
- (2) 社会通念上の信用失墜行為を行ったとき及び相互の信用を接損したとき。
- (3) この協定に関し虚偽その他不正な行為が行われたとき。
- (4) 第2条に定める連携・協働を行わなかったとき。

2 甲及び乙は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この協定を解除することができる。

3 甲及び乙は、この協定を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により相手方に通知するものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

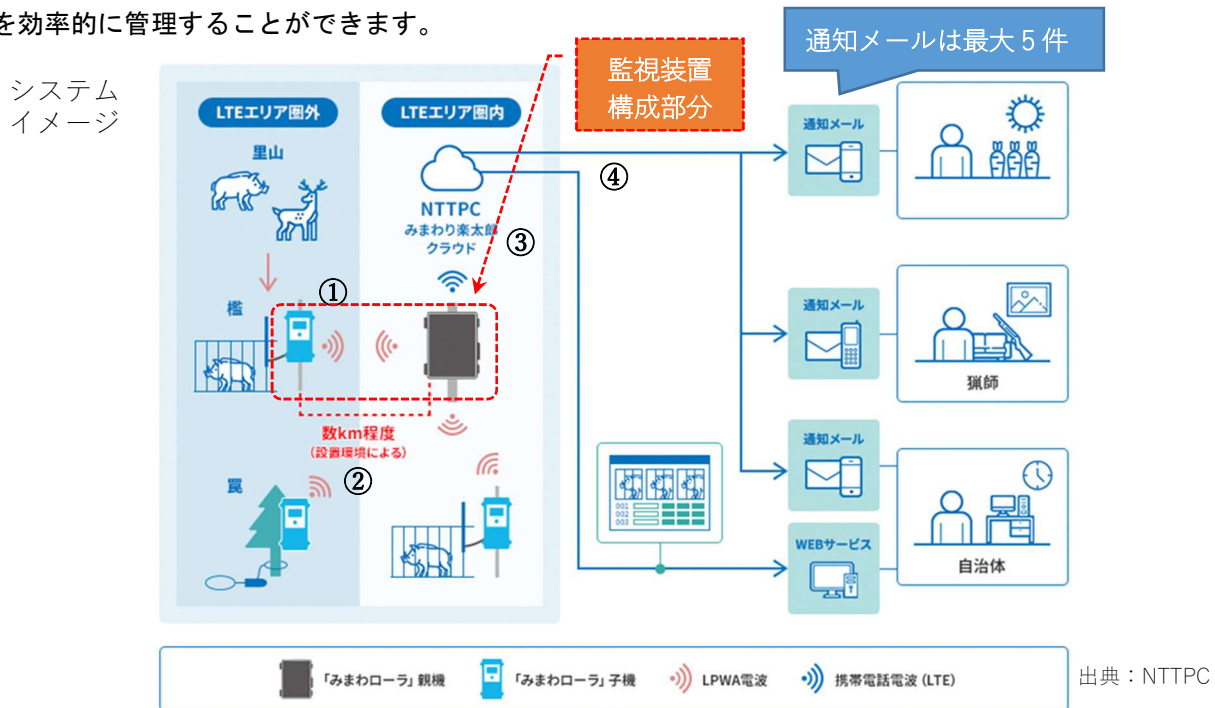
令和5年7月19日

甲 山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒 田 市 長 丸 山 至

乙 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル8階
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社
代表取締役社長 堀 口 智 顕

1 鳥獣わな監視装置の概要

鳥獣わな監視装置（製品名：みまわり楽太郎）は、わなの動作を検知し、利用者に通知することで、負荷が高かったみまわりの労力を軽減するサービスです。捕獲した鳥獣の写真クラウドに保存でき、わなのみまわりを効率的に管理することができます。



①現場装置（子機）

現場の装置は組み込みソフトウェアで構成されています。わなの動作（箱わなの扉が閉まる）はマグネットセンサーによって検知され、捕獲状況の画像が撮影されます。

②装置間通信

画像が撮影されると、子機はあらかじめ設定されている親機と通信を始めます。親機と子機は、LPWA という低い周波数帯の電波を用いることで、低電力で長距離の通信を実現しています。

③現場装置（親機）～クラウド

子機からの通知を受け取った親機は、LTE 通信によってみまわり楽太郎のクラウドにデータを送信します。

④クラウド～スマートフォン（パソコン）

親機から受け取った通知は、システムクラウドで処理された後に、捕獲状況の画像、捕獲時間が予め登録されたメールアドレスに通知されます。

2 装置の稼働状況

①設置例（手前のオレンジが子機、下が親機）



②通知メール例（わな作動時の画像）

